

第6章 ウェルビーイングなコミュニティづくりの諸条件

前章では、埼玉県横瀬町と福井県坂井市へのヒアリング調査から得られた示唆をもとに、高山市の町内会改革案を述べた。また、まちづくり協議会などの町内会以外の組織や、すべての市民が協働するまちづくりの方向性を明確にするための条例案についても示した。さらに、町内会改革の視点と概要について全国に目を向けて検討した。本章では、町内会の役割の見直しについて、ウェルビーイングの視点から再検討を行う。そのために、高山市民にとっての幸せとは何かを確認し、町内会改革の方向性を示す。本章の総括では高山市に限らずどの地域にも共通するウェルビーイングなコミュニティづくりの諸条件を示す。

6-1 ウェルビーイングを重視した経済戦略について

(1) ウェルビーイング (Well-being) とは

ウェルビーイングという言葉が初めて採用されたのは、世界保健機関 (WHO) で 1948 年に採択された世界保健機関憲章 (Constitution of the World Health Organization) の前文にある健康 (Health) の定義の中だと言われている。原文には「Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.」とあり、日本 WHO 協会はこの原文を「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にもそして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。」と和訳している¹¹⁴。

つまり、ウェルビーイングとは心と体の健康だけでなく、社会生活の面においても満たされた状態にあることを意味する¹¹⁵。そして、ウェルビーイングな社会とは、多様な個人が幸せや生きがいを感じるだけでなく、個人を取り巻く場や地域社会全体で幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む。

(2) 経済成長重視から幸福度重視へ

福祉や医療の分野に限らず、ウェルビーイングという言葉はここ数年、政策や企業経営の領域でも聞かれるようになった¹¹⁶。背景には「成長＝幸福＝豊かさ」という従来の前提が必ずしも成り立たないことを示すデータの蓄積がある。日本は、高度経済成長を通じて国の豊かさや人々の生活水準を示す指標として GDP (国内総生産) を用いてきた。草郷 (2022)

¹¹⁴ 日本 WHO 協会 「世界保健機関 (WHO) 憲章とは」

<https://japan-who.or.jp/about/who-what/charter/> (2026.1.30 参照)

¹¹⁵ 草郷 (2022) 『ウェルビーイングな社会をつくる 循環型共生社会をめざす実践』明石書店、p112

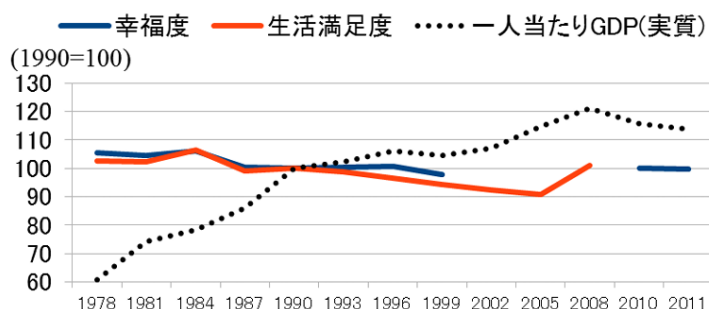
¹¹⁶ 高尾真紀子ほか (2025) 『みんなでつくる幸せなまち : 地域ウェルビーイング』三恵社、p3

は GDP による指標について、「プラスの GDP であるなら、国内の企業活動が活発であり、雇用も増え、労働者の賃金も安定し、おしなべて国民は経済的に豊かになり、反対にマイナスの GDP になると、経済的に貧しくなると想定しているわけです。」と述べている¹¹⁷。

2024 年現在、日本の名目 GDP は 4 兆 1,869 億ドルで、アメリカ、中国、ドイツに次いで世界 4 位¹¹⁸であり、世界的にみても主要な立ち位置にある。

しかし名目 GDP が高くても一人当たりの豊かさや所得分配の状況は必ずしも良好とは言えない。実際、日本の一人当たりの GDP は 2024 年現在、OECD 諸国の中で 24 位¹¹⁹、全体でみると 40 位¹²⁰と名目 GDP と比較して順位が低い。このような経済格差は健康や生活満足度にも影響を与え、GDP の上昇が必ずしも幸福度の向上につながらないことが指摘されている。したがって、経済指標だけでなく人々の主観的な満足や生活の質を測る幸福度指標が政策評価や地域づくりにとって重要になる。

図表 6-1 生活満足度及び一人あたり実質 GDP の推移



(備考) 1. 「幸福度」、「生活満足度」は内閣府「国民生活選好度調査」における3年度毎の回答に基づく平均値を1990年を100として相対化したもの。

2. 一人あたりGDPは内閣府「国民経済計算確報値」及び「四半期別GDP速報」、総務省「推計人口」により算出し、1990年を100として相対化したもの。

(出所) 内閣府幸福度に関する研究会 (2011) p4 より引用¹²¹。

¹¹⁷ 草郷 (2022) p37

¹¹⁸ 経済社会総合研究所 (ESRI) (2025) p16、

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2024/sankou/pdf/kokusaihikaku_20251223.pdf (2026.1.9 参照)

¹¹⁹ 同上、p17

¹²⁰ GLOBAL NOTE「世界の1人あたり名目GDP 国別ランキング・推移 (IMF)」

<https://www.globalnote.jp/post-1339.html> (2026.3.4 参照)

¹²¹ 内閣府幸福度に関する研究会 (2011)「幸福度に関する研究会報告 一幸福度指標試案一」https://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/pdf/koufukudosian_sono1.pdf (2026.2.28 参照)

図表 6-1 には生活満足度及び一人あたり実質 GDP の推移が示されており、日本政府による国民生活選好度調査の中にある「生活への満足度」の調査の結果が反映されている¹²²。このように、1970 年代に経済発展を遂げた先進国では経済的な豊かさを表す GDP の上昇が心の豊かさを表す幸福感に結びついていないとする「幸福のパラドックス」が指摘された¹²³。そして本当の意味での生活の満足度や幸福度を測ることができ、経済停滞の時代において、これまでのような右肩上がりの経済成長時とは異なる観点での指標が求められた。それが幸福度指標である。

(3)幸福度指標の確立とそれを生かした地方自治体のグランドデザイン

幸福度指標とは、幸福度を具体的に見えるように各種指標で表したものである。すなわち、個々人の『幸福』をある程度、地域、時系列で比較可能にした物差しであり、評価のためのツールである¹²⁴。そして幸福度指標を作る意義として内閣府経済社会総合研究所（2011）は以下のように述べる¹²⁵。

「幸せ」に光を当てることによって、これまで政策などにおいて焦点化されてこなかった「個々人がどういう気持ちで暮らしているのか」に着目することにある。より具体的には、①日本における幸福度の原因・要因を探り、国、社会、地域が人々の幸福度を支えるにあたり良い点、悪い点、改善した点、悪化した点は何かを明らかにすること、②自分の幸せだけでなく、社会全体の幸せを深めていくためには、国、社会、地域が何処を目指そうとしているか、実際に目指していくのかを議論し、考えを深めることが不可欠であり、その際の手がかりを提供すること、の2つの点にあると考えられる。政策との関係では、実証に基づく政策立案（evidence-based policy-making）に資する観点から、指標によって明らかになった事実に対して政策の優先順位付けや政策の改良、新たな政策の提案を促すことに意義がある。

以上の記述から読み取れるのは、幸福度指標の経済成長の影で見落とされてきた個人の幸福やウェルビーイングに焦点を置いた政策を立案し、実行するために必要な指標だと考えられていることだ。現在は、ウェルビーイングや幸福度に関する調査の結果を活用して幸福度指標の作成や施策に取り組む地方自治体が増えている。例えば長野県では、2023 年よ

¹²² 国民生活選好度調査とは、1978 年から 2008 年まで行われた 3 年に一度、同じ質問項目による国民の主観的幸福感に関する調査である。

¹²³ 内閣府（2011）「幸福度に関する研究会報告 ー幸福度指標試案ー」 p4

¹²⁴ 内閣府経済社会研究所（2011） p1

¹²⁵ 同上

り『しあわせ信州創造プラン 3.0 ～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～』が策定された。

長野県内でも社会の成熟やグローバル化、デジタル化が進展している。このような潮流で、近年では人々のライフスタイルや価値観が多様化し、物質的な豊かさだけでなく、生活の質や豊かさを重視する傾向が高まっている。こうした中、経済的な繁栄を享受するとともに、環境と共生し、多様性が尊重され健康で文化的な人間らしい生活が営まれる社会、すなわち一人ひとりの県民がしあわせ（ウェルビーイング）を実感できる「ゆたかな社会」を目指すとする。このように、地方自治体でのウェルビーイングに基づく施策は、価値観の変化や経済を取り巻く環境について言及したうえで、地域特性に応じて検討されている。課題や今後起こりうることは地域ごとに少しずつ異なる。だから、地方自治体独自の地域特性に応じたウェルビーイング施策や幸福度指標の作成は効果があると考えられる。今回の調査対象である岐阜県高山市もウェルビーイングを意識し、地域特性を考慮したうえで「しあわせ」の視点を盛り込んだ第九次総合計画を策定し、幸福度指標（幸福実感指標）を明示している。

6-2 高山市民にとってのウェルビーイングとは

(1) 「しあわせ」について強調した高山市第九次総合計画

高山市では、2025 年に「高山市第九次総合計画」が策定された。総合計画は、将来における市のあるべき姿とすすむべき方向性について基本的な指針を示すものであり、市の最上位計画として、市政運営の最も基本となる計画である。基本計画（図表 6-2）によると、基本理念は「人を育み未来につなぐ」であり、都市像に『暮らす人、訪れる人が「しあわせ」を実感するまち 飛騨高山』を掲げる。計画の対象となる期間は 2025 年度から 2034 年度までの 10 年間だ。

高山市の総合計画は 1969 年から策定され続け、これまで様々な都市像が掲げられてきた。そうした流れの中で、今回の第九次総合計画では、「しあわせ」というキーワードが初めて取り入れられた。このことから「しあわせ」という観点に重きを置き、より住民の目線に寄り添った政策や市政運営を高山市は目指すと考えられる。また、第九次総合計画では幸福実感指標を明示した（図表 6-3）。今後はこの幸福実感指標をもとに、施策が進められ、中間目標である 2029 年、そして最終目標である 2034 年に向けて徐々に幸福実感の数値を目に見えるように高めていくことが推察される。幸福度実感指標は総合計画の内容に深く反映されている。

幸福度実感指標は、市民に対し直接調査が行われたものである。次項の（2）では、高山市民にとってのしあわせは何か、指標から読み取りながら整理を行う。

図表 6-2 高山市第9次総合計画 基本計画



（出所）高山市「序章 策定にあたって」『高山市第九次総合計画』p4 より引用¹²⁶

¹²⁶ 高山市「序章 策定にあたって」『高山市第九次総合計画』p4、
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/021/722/tanpage-1zyosyou.pdf（2026.1.21 参照）

図表 6-3 幸福実感指標

指標名	指標の説明	単位	現状値 (2024)	中間目標 (2029)	目標 (2034)
市民幸福度 (Well-Being指標)	『現在あなたはどの程度しあわせですか。『とてもしあわせ』を10点、『とても不幸』を0点とすると、何点くらいになると感じますか』の平均値	点	6.8	↗	↗
市民幸福度 (Well-Being指標)	『今から5年後、あなたはどの程度しあわせだと思えますか。『とてもしあわせ』を10点、『とても不幸』を0点とすると、何点くらいになると感じますか』の平均値	点	6.0	↗	↗
市民満足度	「こどもが健やかに育つ環境が整っている」と感じている市民の割合	%	68.9	↗	↗
市民満足度	「若者が活躍できる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	27.0	↗	↗
市民満足度	「地域を支える担い手を確保できる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	27.2	↗	↗
市民満足度	「地域産業が受け継がれるための人材確保・後継者育成がすすんでいる」と感じている市民の割合	%	19.7	↗	↗
市民満足度	「生きがいや喜びを持って、自分らしく生活できる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	49.1	↗	↗
市民満足度	「地域で住みやすい環境が整っている」と感じている市民の割合	%	53.6	↗	↗

(出所) 高山市「第2章 重点戦略」『高山市第九次総合計画』p28より引用¹²⁷

(2)高山市の現在の幸福度調査から読みとる高山市民にとっての「しあわせ」とは

高山市は、この高山市第九次総合計画の策定に向けた市民意識の把握・分析、今後の評価検討のため「令和6年度高山市まちづくりアンケート調査」を行った。調査の項目の中に「高山市での暮らしについて」というものがあり、現在の幸福度と5年後の幸福度についての本格的な調査となっている¹²⁸。今回は、質問項目の中でも以下のように現在の幸福度についての設問を取り上げる¹²⁹。

問1 現在、あなたは、どの程度しあわせですか。日々の高山市での暮らしを振り返ってお答えください。「とてもしあわせ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると感じますか。あなたの実感に近い数字を1つ選び、数字に○をつけてください（1つに○印）

¹²⁷ 高山市「第2章 重点戦略」『高山市第九次総合計画』

https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/021/722/tanpage-3zyuutensenryaku.pdf（2026.1.21 参照）p28

¹²⁸ 高山市「高山市まちづくりアンケート調査-報告書-」、p1

¹²⁹ 同上、p3

問2 現在のあなたが、「幸せ」かどうかを判断する際に重視した事項は何ですか。（3つまで○印）

問1では、現在の市民幸福度の平均は10点中6.8点だと示された（図表6-4）。また、年齢別の幸福度を見ると、市民幸福度は、70代以上が最も高く、30代が最も低いものの、各年代において、市民幸福度に大きなバラつきは見られなかった¹³⁰（図表6-5）。

図表 6-4 現在の市民幸福度の平均

	市民幸福度（点）
現在の市民幸福度	6.8

（標本数：1,177 件）

（出所）高山市まちづくりアンケート調査 p3 より引用¹³¹

図表 6-5 現在の市民幸福度の平均の属性別集計

年齢別	市民幸福度（点）
10代・20代	6.6
30代	6.4
40代	6.7
50代	6.5
60代	6.6
70代以上	7.1

（出所）高山市まちづくりアンケート調査 p4 より引用¹³²

問2では年齢別（10歳ごと）、職業、定住年数別（1年ごと）など様々な属性に分けて調査が行われた。全世代の合計順位では「体や心が健康な状態であること」が1位¹³³であり、健康であることを多くの住民が重視していることが分かった。次に割合が高いのは、「近くに家族や友人、知人がいること」だった¹³⁴。その他の順位は（図表6-6）のとおりだ。上位5位以内にランクインした項目は、3位の「身近に豊かな自然があること」、4位

¹³⁰ 高山市「高山市まちづくりアンケート調査-報告書-」、p4

https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/006/854/06houokusyo.pdf (2026.1.21 参照)

¹³¹ 同上 p3

¹³² 同上 p4

¹³³ 同上 p5

¹³⁴ 同上 p7

の「生活を送るために必要な収入があること」、5位の「子ども達がいきいきと暮らせること」であった。1位の「体や心が健康な状態であること」はまさにウェルビーイングの定義そのものである。心身の健康は複雑な要素で成り立つ。それが「近くに家族や友人、知人がいること」であったり、東西を山々に囲まれ、澄んだ空気があり、自然資源を活用した産業が発展する「身近に豊かな自然があること」であったり、健康な生活を送れることの可能な「必要な収入があること」などだと考えられる。

図表 6-6 現在のあなたが、「幸せ」かどうかを判断する際に重視する事項

順位		回答数（件）	回答率（%）
1	体や心が健康な状態であること	825	68.6
2	近くに家族や友人、知人がいること	479	39.9
3	身近に豊かな自然があること	346	28.8
4	生活を送るために必要な収入があること	338	28.1
5	子ども達がいきいきと暮らせること	178	14.8
6	近隣の人と助け合う関係を築けていること	172	14.3
7	医療機関（病院や薬局など）が充実していること	171	14.2
8	出かける際の移動が便利なこと	130	10.8
9	やりたい仕事や安定した仕事ができること	123	10.2
10	買い物や外食を身近で楽しめること	114	9.5
11	介護・福祉施設のサービスが受けやすいこと	112	9.3
12	自宅や公園など心地のよい居場所があること	102	8.5
13	スポーツや文化芸術活動など楽しい時間を過ごせること	59	4.9
14	地域のまちなみがきれいなこと	56	4.7
15	防災対策がしっかりしており、安全で安心して暮らせること	53	4.4
16	万が一の際の消防救急体制が確保されていること	44	3.7
17	自分が望む子育てができるような環境があること	41	3.4
18	教育環境（小中高等学校）が整っていること	33	2.7
19	新たな事に挑戦・成長するための機会があること	30	2.5
	国内外から人が訪れたくなる魅力があること	30	2.5
—	その他	19	1.6
—	無回答	19	1.6
	計	3,474	

（標本数：1,202 件）

（出所）「高山市まちづくりアンケート調査—報告書—」p5¹³⁵

これらの結果からは、高山市民が「体や心が健康な状態であること」をはじめ、人と人とのつながりや豊かな自然環境、そして経済基盤が「しあわせ」に繋がる要素であると考えていると推察される。

¹³⁵ 高山市「高山市まちづくりアンケート調査—報告書—」、p5（2026.1.21 参照）

(3)高山市民の「しあわせ」を実現する町内会改革の在り方とは

高山市民が考える「しあわせ」は「社会的共通資本」に当てはまると推察される。宇沢（2000）によれば、社会的共通資本とは「一つの国ないし特定の地域に住むすべての人がゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置」だという¹³⁶。

草郷（2022）は、社会的共通資本を「どの国や社会においても、人間らしい生活を送るために欠かせない要素」と言い換える¹³⁷。図表 6-6 に挙げられた順位の項目と社会的共通資本を照らし合わせる。社会的共通資本は主に 3 つに分かれており、自然環境、制度資本、社会的インフラストラクチャーがある¹³⁸。

第一に、自然環境（大気、森林、河川など）には 3 位の「身近に豊かな自然があること」が該当する。高山市は東に槍ヶ岳・乗鞍岳などの飛騨山脈、西に白山連峰などの山々に囲まれた位置にあり、四季の変化に富んだ豊かな自然を有している。面積の約 9 割は森林で占められ、温泉や山岳景観などの自然資源に恵まれている。

第二に、制度資本（医療、教育など）だ。これは、医療面では 7 位の「医療機関（病院や薬局など）が充実していること」が該当すると考えられる。学校教育の機会が制度的に保障されることという観点で 5 位の「子ども達がいきいきと暮らせること」や 18 位の「教育機関（小中高等学校）が整っていること」にも該当すると考えられる。

第三に、社会的インフラストラクチャー（水道、電力ガス、道路等）、すなわち一般的に社会資本と呼ばれるものだ。社会的インフラストラクチャーは 8 位の「出かける際の移動が便利なこと」が該当するように道路の整備や公共交通機関が整っていることが考えられる。このように、高山市民のウェルビーイングを高める条件のひとつが、これらの社会的共通資本が整備されていることだと考えられる。

筆者は、町内会も人間らしく生活を送るために必要な社会的共通資本であると考え。なぜなら、1995 年の阪神・淡路大震災、2011 年の東日本大震災といった大規模災害が全国で起きたときに、町内会が共助の役割を担う組織として期待されてきたからだ¹³⁹。地方自治体が町内会を地域の関係を構築する手段としての全住民の生活基盤であると捉え、社会的共通資本として理論的に位置づけ始めたといえる。高山市でのヒアリング調査でも、高山市の町内会も共助や「きずな」「助け合い」といった役割を担っているという結果が示される。以下の図表 6-7 は、高山市の町内会の活動が、第 4 章で紹介した福井県坂井市の well-being 8 指標の項目にどのように該当しているかを示す。

¹³⁶ 宇沢弘文（2000）『社会的共通資本』岩波書店、p4

¹³⁷ 草郷（2022） p126

¹³⁸ 宇沢（2000） p5

¹³⁹ 玉野和志（2024）『町内会—コミュニティから見る日本近代』筑摩書房、p20

図表 6-7 高山市町内会 well-being 8 指標別分類表

指標	具体例	該当数
①自己実現できる	有志組織の実施	1
②誇らしく思える	伝統文化の維持	3
③自分らしくいられる		0
④安心安全でいられる	防災、生活基盤の形成	8
⑤楽しくわいわいできる	行事、子ども会の活動	6
⑥希望をもって暮らせる	まちをより良くする取組	2
⑦助け合える	住民同士の交流と協力	12
⑧互いを尊重できる		0
合計		32 (回答22町内会、複数回答あり)

出所：22町内会と1まちづくり協議会へのヒアリング調査より作成

(出所) 坪井・吉野 (2025) p19 より引用¹⁴⁰

この表からは、高山市の町内会が果たしてきた役割や存在意義に傾向や特徴があることが読み取れる。該当数が多い項目として、④安全で安心できる、⑤楽しくわくわくできる、⑦助け合えるが挙げられる。該当数が少ない項目には、①自己実現できる、③自分らしくいられる、⑧互いを尊重できるといった項目が挙げられる。この結果から、高山市の町内会では住民の安心安全な生活が確保され、助け合いの役割が果たされている一方で、住民の自己実現や互いを尊重できる環境を整備し、取り組みを行っていくことが今後の課題だと考えられる。

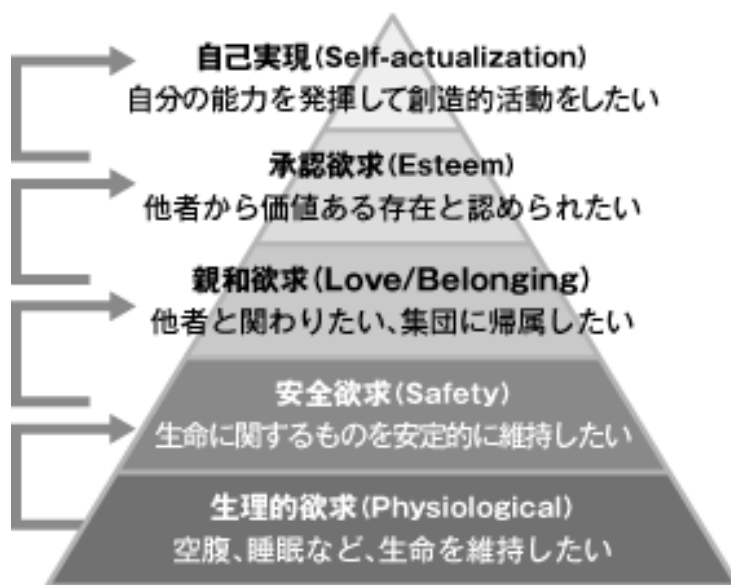
これらの町内会の役割の特徴をマズローの欲求階層説 (Maslow's hierarchy of needs) (図表 6-8) で説明する。マズローの欲求階層説とは、5つの欲求は階層構造にあり、生理的欲求や安全欲求など低次の欲求が満たされると、一段階上の欲求が高まり、その欲求を満たすための行動を起こすようになるという説だ。図表 6-7 で示された、該当数が多い④安全で安心できる、⑤楽しくわくわくできる、⑦助け合えるといった項目は安全欲求 (Safety) や親和欲求 (Love/Belonging) に該当すると考えられる。一方で、①自己実現できる、③自分らしくいられる、⑧互いを尊重できるといった項目はそれよりも高次の欲求であり、承認欲求 (Esteem) や自己実現 (Self-actualization) の欲求だ。高次の欲求を満たすためにはその土台となる下位の欲求が満たされなければならない。そのため、高山市の町内会が住民の自己

¹⁴⁰ 坪井聖奈・吉野沙香 (2025) 「高山市のまちづくりにおけるコミュニティ創出の未来～福井県坂井市との比較調査から見えるもの～」『第7回飛騨高山学会』、p19

<https://www.renkei-center.jp/pdf/society/slidedata/20251130-03.pdf> (2026.1.7 参照)

実現や互いの尊重を支える組織を目指すのであれば、これまでのような生活の安心・安全の基盤の役割も同時に維持しなければならないと考えられる。

図表 6-8 マズローの欲求階層ピラミッド
ニーズ(欲求)が満たされると、さらに
高次のニーズが高まる



(出所)野村証券「用語解説マズローの欲求階層説 Maslow's hierarchy of needs より引用¹⁴¹

しかし、現在の町内会は行政やまちづくり協議会の助成・支援に支えられており、町内会だけで業務を遂行したり、資金を調達したりすることが困難になりつつある¹⁴²。すなわち、町内会が長年担ってきた低次の欲求である安全欲求を満たせなくなっているとも言い換えられる。このような事情から、町内会がこれまでのように自助努力で複数の業務を請け負って、さらに自己実現や、他者からの承認といったウェルビーイングに欠かせない高次の欲求までも担うことは現実的でない。

今後は町内会を、高山市民が考える「しあわせ」の実現や、人間らしい豊かな暮らしを支えるための社会的共通資本として位置づけ直す。そのうえで、行政やまちづくり協議会との連携によって様々な雑務の負担の軽減を図り、住民の緩やかな支え合いや多様な協働関係を実現する組織へと変化させる町内会改革の推進が急務である。隣人同士の相互扶助によって複数人で日常の小さな困りごとに向き合う。繋がりをつくすることで人々の孤立を防ぎ、心身の健康をサポートする。そのような役割を町内会が担いうと考えている。そうすれば、

¹⁴¹ 野村証券「用語解説マズローの欲求階層説 Maslow's hierarchy of needs」

<https://www.nri.com/jp/knowledge/glossary/maslow.html> (2026.1.9 参照)

¹⁴² 中田実 (2018)『新版 地域分権時代の町内会・自治会』自治体研究社、p152

高山市民一人一人が地域で暮らすという意識が芽生え、ウェルビーイングが高まり、「人間の尊厳と魂の自立が守られ、市民の基本的権利が最大限に確保できるという、本来的な意味でのリベラリズムの実現される社会」という宇沢（2000）の言葉を体現できるだろう¹⁴³。

6-3 高山市におけるウェルビーイングな町内会改革の具体例とは

このように前項では、これまでの高山市の町内会が、ウェルビーイングという観点ではどのような役割を担ってきたかを分析した。本項では、前述の高山市のまちづくりアンケート調査で上位にあがった「しあわせ」を町内会やその他の地域コミュニティでどのように実現するかという具体例を述べる。特に、1位から5位までのうち、1位の「体や心が健康な状態であること」、2位の「家族や友人・知人が身近にいること」、5位の「こども達がいいきと暮らせること」の3つの要素に着目してウェルビーイングな町内会改革を提言する。

(1) 体や心が健康な状態であること

図表 6-9 健康寿命の男女別全国順位

		H22	H25	H28	R1	R4
男 性	山梨県	71.20 年 (全国 5 位)	72.52 年 (全国 1 位)	73.21 年 (全国 1 位)	73.57 年 (全国 2 位)	73.47 年 (全国 3 位)
	全国	70.42 年	71.19 年	72.14 年	72.68 年	72.57 年
女 性	山梨県	74.47 年 (全国 12 位)	75.78 年 (全国 1 位)	76.22 年 (全国 2 位)※	76.74 年 (全国 2 位)	76.16 年 (全国 4 位)
	全国	73.62 年	74.21 年	74.79 年	75.38 年	75.45 年

（出所）山梨県（2024）より引用¹⁴⁴。

体や心の健康は医療や食生活、運動習慣など様々な要素によって形作られている。町内会のような地域コミュニティで体や心が健康な状態を作っていくとは具体的にどのような状況だろうか。例えば、山梨県は、国民生活基礎調査の分析による健康寿命が平成 22 年の調

¹⁴³ 宇沢（2000） pp2-3

¹⁴⁴ 山梨県（2024）「山梨県 健康寿命が男女ともに全国トップクラスです！！」

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/77334/20241224_1_kenkoujyumyou.pdf
(2026.1.19 参照)

査以来常にトップクラスだという¹⁴⁵。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいい、厚生労働省が3年に1回公表している¹⁴⁶。

広井（2019）は、山梨県の健康寿命の高さの要因に関しても様々な議論があるとし、以下のように述べている¹⁴⁷。

「たとえば「無尽（講）」と呼ばれる、地域コミュニティにおける相互扶助の活動が盛んであること、1日の平均食事時間が全国1位であることを含め豊かな食文化があること、人口当たりの図書館数と公民館数が全国1位であること等々、様々な要因との関連が指摘されている。思えばこれらの多くは「コミュニティ」に関するものであり、…（中略）コミュニティやまちづくり等の議論と深くつながるのである。」

この記述からは、人々の心身の健康が「コミュニティ」によって支えられることが示唆される。さらに、広井（2019）は「つきつめれば、“病気の根本原因というものは、身体の内側ではなく社会や環境の中にある”という新たな発想が生まれる。」とも述べる。これらのことから、高山市民にとっての心や身体の健康は食事や運動量といった目に見える分かりやすい指標だけでは図ることができないといえる。むしろ、高山市内の地域コミュニティ、町内会が相互扶助を促し、かつメンタル面の包摂的なケアを担う役割、すなわち重要な社会的、環境的な役割を担うことが個人の病気の根本原因を断ち切るとも言い換えられるのではないだろうか。

しかしながら、町内会がそのような万能組織ではないのは前述のとおりである。では、心身の健康という観点ではどのような運営を行っていけばよいのだろうか。それは、大まかに二つに分けられると考えられる。

第一に、業務のアウトソーシングだ。例えば、雑務や道路掃除のように、本来ならば行政が担う範囲の業務を外部に委託し、他の組織に業務を任せてもよいという雰囲気を作っていくことが必要だと考えられる。これは、高齢で数少ない役員が多量の業務を抱え込み、心身に負担をかけ続けるという悪循環を断つためである。一方で、退職後に町内会役員を引き受けた人にとって、町内会の仕事の遂行は、社会との接点をもつ重要な機会でもある。そのような人にとって町内会の仕事を続けやすくするためにも、業務の見直しは必要だ。これは、5-1 (5)「2つの先行研究を活用した高山市における町内会改革の未来像」にて紹介した東

¹⁴⁵ 山梨県（2024）、同上

¹⁴⁶ 厚生労働省 健康日本 21 アクション支援システム web サイト

「健康寿命の定義と算出方法」

<https://kenet.mhlw.go.jp/information/information/hale/h-01-001>（2026.1.9 参照）

¹⁴⁷ 広井良典（2019）『人口減少社会のデザイン』東洋経済新報社、p239

栄町の事例が該当する。改めて事例を簡潔に示し、ウェルビーイングとの関連について詳細に述べる。

第二に、業務の外部委託を前提として、町内会を、多世代の対話の場をメインの役割に据えることだ。話し合いの場を新たに作るのではなく、支所や高齢者サロンなど、今ある組織の中で対話をどうやって行えるのか、また、どのような対話が町内会をウェルビーイングな状態にできるかについて以下に考察を述べる。その際には、東京都練馬区でおこなわれている、対話的研究会の事例も用いて、多世代で話すことの意義について紹介する。このような観点も踏まえ、町内会にとどまらず、まちづくり協議会やその他の既存のコミュニティの場も含めた対話の場の設定の応用可能性について、第5章の内容を踏まえて示す。

①東栄町のアウトソーシングと対話の場の例

東栄町では「負担は少なく、楽しみは多く」という明確なモットーのもと、町内会が担う業務の取捨選択が行われている。住民の手で行うべき業務を厳選し、過度な負担を住民に課さない仕組みが整えられている。その結果、住民に時間的・心理的なゆとりが生まれ、町内会活動への参加意欲が維持されている。本来雑務に充てるはずだった時間は、町内会員同士の積極的なコミュニケーションの場として機能している。これらの事例から、行政に頼らない積極的な自己改革によって、住民の問題意識や困っていることに向き合っていることが東栄町の町内会の特徴といえる。

筆者が着目したいのは、東栄町の町内会内で、特に若い世代の意見を積極的に聞こうとする姿勢がみられることだ。例えば、通学路の安全確保のために、危険木の伐採や解体寸前の危険建設物の解体要請を行政に働きかけているが、その際には年配の町内会員が若い町内会員とともに要請を行っている。また、東栄町の町内会内では、「郷土のまちを語る会」を定期的に開催している。この会では、地元の中学生在が、町内会役員と話し合い、地域の困りごとに向き合う。「郷土のまちを語る会」では、中学生からの「街灯が少なくて夜道が危険である」との指摘を、東栄町の町内会が行政に働きかけ、改善に向けた動きが生じている。住民自治の枠組みの中で、若者や子どもを含めた多世代の住民の意見が実際の政策や環境改善に結びついている。

②東栄町の実例の分析

草郷（2022）は、ウェルビーイングを大切にするまちへと地域を変革させていくためには、「社会変革を専門家や行政に任せきりにせず、私たちが自ら変えるべき点はどこなのかを見つけ出し、どう変えていくかを考え、当事者として動くことが求められるのです。」と述べている¹⁴⁸。このような草郷（2022）の視点からは、町内会改革をしようとする場合に、住民同士で、町内会で課題とされていることを整理したり、地域の将来ビジョンについて、一

¹⁴⁸ 草郷（2022） p166

人ひとりが主体性をもって意見を交わしたりすることの必要性が読み取れる。東栄町もまた、コンサルタントや行政に頼らずに住民が町内会の改革を行った例と言える。

町内会の将来像やまちの在りたい姿は、行政やコンサルタントの指導で作るグランドデザインや計画に基づくだけでは、はっきりしない。なぜなら、地域固有の歴史、文化、社会、経済、環境を大切にし、その地域の持つ大事な価値や魅力を活かしていく将来のビジョンが求められるからである¹⁴⁹。地域固有の歴史、文化、社会、経済、環境の変化は、その地域に住む住民が最も身近に感じとってきた。それゆえに、こうした地域の変化を踏まえながら対話をするすることで、地域住民が暮らしやすくなるようなウェルビーイングな町内会づくりができるのではないだろうか。

それは、例えば、町内会の伝統的な祭りの継続について審議する際にも当てはまると考えられる。祭りの内容のうち、何を継続し、何を中断するか、どのように開催方法を変更するか。祭りを行ってきた地域の歴史や、祭りが地域に与えてきた影響を振り返り、地域や地域の人にとって意味がある箇所を優先的に残す必要がある。その意義について、自分たちで考えるということに意味があるのではないかと考えられる。

また、その話し合いに町内会の構成員だけが参加するのではなく、「地域の中の様々な活動団体や個人を集めて、地域の点検をし、まだ十分取り組めていない課題は何か、民主的な話し合いをする」ことからスタートしていくことも必要な手だてである¹⁵⁰。例えば、ある課題に町内会が直面したとき、その課題は、本当に町内会が取り組むことによって解決する可能性が高いのか、あるいは行政や関係する専門機関、既存の地域の活動団体に解決を委ねたほうが良いのかという判断が必要だ。こうした判断は町内会役員のみでは困難だ。

アウトソーシングや様々なセクターとの協働を推進し、課題の解決に向かうためにも、町内会役員だけでなく、行政や関係する専門機関、既存の地域の活動団体が必要に応じて会議にオブザーバーとして加わるということが必要なのではないかと考える。そうすることで、町内会役員の負担が軽減し、東栄町の町内会がモットーとするような「無理なく、楽しい」ウェルビーイングな町内会づくりの土台となると考えられる。さらに、多世代の意見が聞かれる町内会では、町内会役員だけの話し合いでは知り得なかった課題を見つけ、話し合うきっかけづくりになると考えられる。

多世代の意見が聞かれる場があり、幅広い世代の要望が実現するという環境が設けられていることは「分かち合いの思想」の概念にも当てはまるのではないかと考えられる。神野（2010）は、「分かち合いの思想」とは以下の通りだと述べている。

「共同体にあっては、すべての共同体の構成員が、共同体に参加して任務を果たしたいと願っている。高齢者であろうと、誰もが掛け替えのない能力をもっている。しかも、そうした能

¹⁴⁹ 草郷（2022）p166

¹⁵⁰ 名和田是彦（2021）『自治会・町内会と都市内分権を考える』東信堂、p66

力を共同体のために発揮したいという欲求をもっている。そうした欲求が充足された時に、人間は自分自身の存在価値を認識し、幸福を実感できるからである。¹⁵¹⁾

町内会という地域共同体の運営や課題について、町内会員やその地域に住む多世代の声が聞かれることは、地域の能力を共同体のために発揮したい人々の欲求を満たす。そして、彼らが自分自身の地域での存在価値を認識し、幸福を実感できるという利点がある。例えば、ヒアリング調査では、若い移住者が町内会に興味がないという地域の話聞いた。その一方で、町内会行事や雑務、高齢者の町内会役員の力仕事を手伝おうとする若い世代の人も増えているという地域もある。忙しいながらもできる範囲で町内会や交流の場に関わろうとする人々の存在が明らかになった。

このように、若い世代の人たちがもつ「共同体のために何かできることがあればやる」という感覚は、町内会ないし地域コミュニティに自ら働きかけられるという認識のもとにあり、幸福実感に繋がる要素であると考えられる。このように、少しでも何か関われば良いというそのような善意や少しばかりの気持ちを受け止め、町内会の会員、非会員含め誰もが参加しやすい場所にすることが町内会を通したウェルビーイングな地域づくりのための一要素ではないかと考えられる。

③日常会話の中で本音が話せるコミュニティの場とは

本報告書では「対話」が必要だとの主張がなされているが、町内会におけるウェルビーイングな対話とは何か。そのような対話を検討するためのカギとして、第5章では、悩みや困りごとを、対話を通して明かすことで心が楽になり、助け合いが生じる「病、市に出せ」の対話の在り方を紹介した¹⁵²⁾。つまり、困っていることや気になること、本来ならばネガティブと捉えかねない物事も憚られずに口にできるような環境が必要であると述べた。そして、高山市においては、まちづくり協議会だけでなく、支所や若者が集う「村半」や高齢者サロンなど様々なコミュニティが既に存在している。こうした既存のコミュニティをそのコミュニティが存在する場所の町内会と関連させて活用することを提案した。

全国には「病、市に出せ」を体現するような本音で語り合う場の実践例がある。その一例が「対話的研究会」だ。東京都練馬区で毎月第1木曜日の夜、定期的に行われている同研究会は2010年6月に開始し、2026年で17年目を迎える¹⁵³⁾。同研究会で話題にできるのは身近な社会問題、自分が関心をもっている話題などで、参加者は本や新聞などで事前に勉強したうえで、互いに話を持ちよる。2024年現在、研究会のメンバーは30代～90代の約30人で

¹⁵¹⁾ 神野直彦 (2010) 『「分かち合い」の経済学』 岩波書店、p14

¹⁵²⁾ 岡檀 (2008) 『生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由がある』 講談社、p71

¹⁵³⁾ 大城慶吾 (2024) 「練馬発『対話的研究会』という試みから見える民主主義の実践に必要なこと」 Wedge ONLINE <https://wedge.ismedia.jp/articles/-/35489?layout=b>
(2026.1.20 参照)

構成され、障がい者施設の指導員や介護事業のヘルパー、保育園の保育士、会社員、主婦、定年退職後の人など、実に様々である¹⁵⁴。

立ち上げメンバーの一人、暉峻淑子は、自著の中で「対話的研究会」を取り上げる。同研究会発足のきっかけは、地方分権一括法（2000 年）と関連し、東京・練馬区の自治基本条例づくりにかかわっている専門家の話を聞く講演会だ。講演会で、地方分権という時代の転換点において、足元からの民主主義を作ろうという熱い思いが、講師と参加者の市民の間で共有されなかったことを不満に思った住民同士が自主的に話し合いを始めたことだった¹⁵⁵。暉峻（2017）は、研究会の発足の理由について以下のように分析している。

「対話欠乏症の社会に対する、鬱積した魂の飢えが噴出した結果だったのかもしれませんが。そして、対話がない民主主義社会の底が抜けた状態に、こみ上げてくる不安を感じていた結果かもしれません¹⁵⁶。」

足元の民主主義は地域コミュニティでの対話によって作られる。そして、高山市の町内会には、足元の民主主義を支えるための対話がもっと必要なのではないかと考えられる。なぜなら、町内会内の課題と同時に、町内会そのものの課題だけでなく、町内会を取り巻く環境の変化や施策の動向についてもたくさん聞かれたからだ。町内会長研修大会やヒアリング調査では、町内会長の方々の話の節々に、市政に関する個人的な意見や違和感、「もっとこうなればいいのに」という本音が聞かれた。例えば、結ネットの導入・活用やまちづくり協議会との関わりなど実務的な事柄に対する意見、町内会の合併や、小中学校の統合・再編といった住民の力だけではどうしようもできない変化に対する懸念が挙げられた。さらに、ある方はご自身の町内会長のキャリアや町内会長としての経験をもとに、高山市の市議会や市長に対する主張を述べていた。

こうした傾向から、高山市の町内会は市政の動向と大きく関連があり、そのような物事に対する町内会役員の方々の関心が高いということが推察される。しかしながら、このような話題を、町内会に関わる人々は、日常の中でどれほど言葉にして共有しているのだろうか。町内会役員や一市民として気にはしているが、普段の業務や会話で自由に語り合えないこともあるのではないかと考えられる。今後人口減少がさらに進むにつれ、町内会の活動や人間関係は縮減していくことが予想される。そのような流れの中で、町内会を通して少しでも地域を支えるために連帯し、対話ができる仲間や機会が減っていくことは、町内会に関わる人々にとっては、彼らの孤独感を増すことになり、メンタル面で鬱屈とした状況が生まれるという影響が懸念される。

また、対話をする習慣がない地域は行政の下請けの役割（時に必要なことではあるが）を担うばかりになる可能性が考えられる。それはいずれ、町内会が町内会であるための意義が

¹⁵⁴ 大城（2024）

¹⁵⁵ 暉峻淑子（2017）『対話する社会へ』岩波書店、pp59-60

¹⁵⁶ 同上 p58

空疎化し、地域コミュニティが融解する危険性がある。すなわち、町内会が町内会としてチームで活動することの意義を失いかねないと考えられる。そして、社会的孤立が深まるという懸念もある。社会的孤立とは、いわば社会関係の貧困であり、健康リスクや犯罪リスクを高め、ウェルビーイングを低下させると問題にされている¹⁵⁷。町内会に関わる住民の社会的孤立を防ぎ、そして地域分権を縮減社会でも維持していくために町内会において対話が必要であるというのが筆者の考えである。

(2)家族や友人・知人が身近にいること

家族や友人・知人が「身近にいる」とはどのような状態だろうか。高山市の調査で見られたように、災害時や突然体調を崩して倒れたときなど何かあったら助け合える関係性を構築している人が身近にいることだと考えられる。すなわち、家族や友人・知人が近くにいることによって安心して生活を営むことができることが高山市民にとってのしあわせではないかと考えられる。もう一つ筆者が推察したのは、愛する家族や親せき・友人・元住民とのつながりが高山市内外で維持され、共同体としての一員として生きているという実感を得られることである。

しかしながら、周知のように、若い世代は進学や就職で高山を離れ、高山市外で家庭をもつ場合が多い。高山市内に若い人材が残り、そこで共同生活を送ることが現実的に難しい状況の中で「家族や友人・知人が身近にいる」を実現することは困難だ。とりわけ、町内会の担い手不足が進む中で、町内会維持という観点から考えても家族や友人・知人と会員として役割を担い、ウェルビーイングを目指すことは至難の業だと考えられる。このような状況下で、身近な人とのつながりを重視する町内会改革のためには、これまでの町内会を示す範囲や定義をもっと柔軟に変えていくことが求められると考えられる。中田（2018）は、町内会が地域で共同生活を営むための組織的としての特徴について5つ定義している¹⁵⁸。

- ①一定の地域区画をもち、その区画が相互に重なり合わない
- ②世帯を単位として構成される
- ③原則として全世帯（戸）加入の考え方に立つ
- ④地域の諸課題に包括的に関与する（公共私全体にわたる事業を担当）
- ⑤それらの結果として、行政や外部の第三者にたいして地域を代表する組織となる

高山市の町内会の場合も①一定の区画をもち、②世帯を単位として構成されている。しかしながら、町内会長研修大会では、対象とする町内会の区域に住んでいないのにも関わらず、

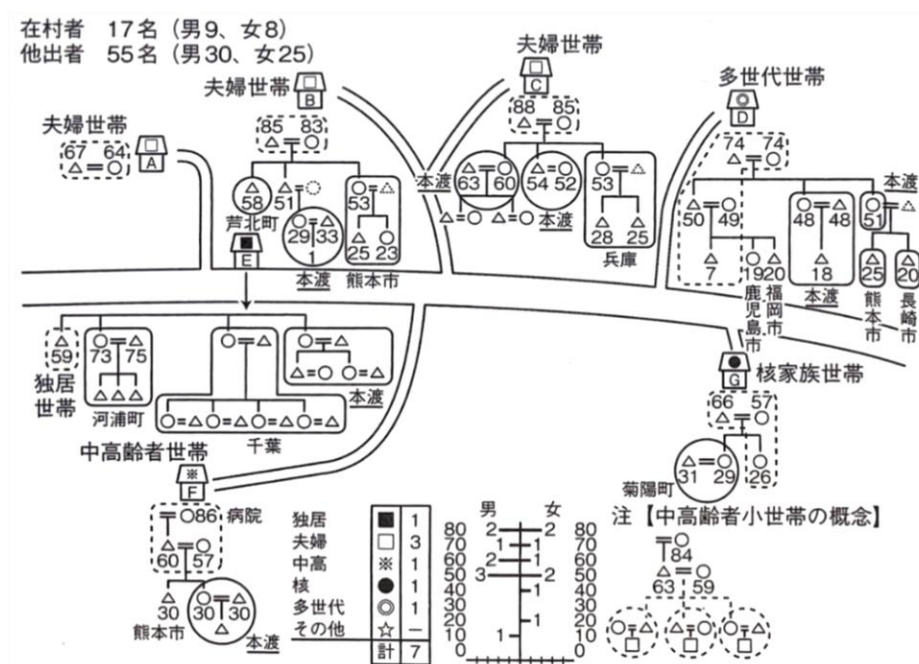
¹⁵⁷ 河村則行（2023）「集合的効力感とウェルビーイング：名古屋市名南学区の協同のまちづくりを事例に」『名古屋大学社会学論集第44巻』、p116

¹⁵⁸ 中田（2018）p16

様々な事情で他の地域の町内会の肩書をもつ市民の存在にも言及がみられた。このように、行政区分単位の記録だけでは、実質的な町内会役員の役割分担の内実がわからず、役割分担は既存の町内会の枠を超え、グラデーション化している可能性が指摘される。こうした事実から、町内会を従来のように狭域な行政区域として捉えることには限界があるのかもしれない。

一定の地域区画を有し、世帯を単位とする町内会の概念を覆す事例として岐阜県郡上市の和良おこし協議会の事例を挙げる。和良は、かつて岐阜県和良村という行政区域であったが、2004年に合併し、郡上市の一部となったという背景をもつ地域だ。和良おこし協議会とは、30名ほどの市内外から集まる有志の住民グループだ。古民家を拠点に活動を行っている。主な事業として、耕作放棄地の再生を目的にした「田んぼオーナー制度 IN 和良町」や和良鮎のブランド化、和良町自治会 15 集落の集落点検を行っている¹⁵⁹。

図表 6-10 「T 型集落点検」図の例 天草市 D 集落甲組



(出所) 徳野貞雄 (2008)「コンピュータに頼らない『T 型集落点検』のすすめー他出した村人を含めて集落の将来計画を立てるー」より引用¹⁶⁰。

¹⁵⁹ 和良おこし協議会「会長あいさつ」<https://waraokoshi.com/cn5/kaityou.html> (2026.1.17 参照)

¹⁶⁰ 徳野貞雄 (2008)「コンピュータに頼らない『T 型集落点検』のすすめー他出した村人を含めて集落の将来計画を立てるー」『現代農業 2008 年 11 月号増刊 (「限界集落」なんて呼ばせない集落支援ハンドブック)』p115

ここで着目すべきなのは集落点検事業である。和良地区における集落点検事業とは、地域の問題や課題、夢や希望を地域住民で共有するために、平成 22 年（2010 年）より「T 型集落点検」の手法を用い、行われている事業だ¹⁶¹。

「T 型集落点検」とは、熊本大学の徳野貞雄（農村社会学者）が提唱した、人口減少を前提とした地域づくりの調査方法である。家族や集落がどんな状況にあるか、またこれからどんな状況を迎えることになるかを予測し把握する。図表 6-10 の例が示すように、「父親－母親」を水平に書き、その下に子どもを書き、またその子どもが結婚していれば同じ様に家系図を図式化していく。その図の形がアルファベットの T を連続させていくので、「T 型」という言葉が名称に入っている¹⁶²。他出（近隣もしくは遠くの地域に別居）している子どもがいないかを把握し、その子供世代・孫世代との関係性を把握し、集落維持に活かすことを目的とする。

これまで家族は「世帯」と混同して用いられてきた。しかし、他出した子ども・孫世代も家族、そして地域の一員である。決して、地域を離れた家族は遠く失われた存在ではない。むしろ、家族に何かがあったときに、実は車で数十分あれば、すぐ駆け付けられるような近い距離に居を構えているという場合も一定数ある。他出子世帯も含め、地域の暮らしや安全を地域全体で守る方法を考え、T 型集落点検などで可視化していくことが必要だ。もっと安心でき、人と人とのつながりを重視したウェルビーイングな状態の地域づくりを目指すのであれば、統計上流出人口と捉えてきた人たちのさまざまな可能性を引き出した策を考えていくことが大切なのではないか。この視点は町内会改革においても応用できるものだと考えられる。他出子世帯と町内会との関連について、集落点検事業においては、「自分の家の子どもである他出者や他出子を、いかに自治会の企画する楽しむ行事のなかに、引き込むことができるか？」が肝要だと和良おこし協議会の会長は述べる¹⁶³。

前述の中田（2018）の指摘の通り、町内会の加入は世帯を単位として構成されてきた¹⁶⁴。そして、世帯＝家族としてカウントされてきた。しかし、その地域の町内会に加入する世帯だけを町内会員や地域の一員とするのではなく、域外に流出した町内会員の家族の世帯も地域の一員という捉え方への転換がはかられるだろう。流出世帯は普段こそ高山市内にいないものの、お盆休みや年末年始には、実家に戻ってくることが考えられる。そうした機会をねらい、高山の町内会の一員として様々な活動に参加してもらうことが考えられる。例えば、町内会の祭りを帰省の時期に行ったり、町内会に加入している世帯の親せきなら参加で

¹⁶¹ 和良おこし協議会「これまでの取組み」<https://waraokoshi.com/cn5/tenken.html>（2026.1.17 参照）

¹⁶² 和良おこし協議会「これまでの取組み」より。

¹⁶³ 和良おこし協議会「会長あいさつ」より。

¹⁶⁴ 中田（2018）p16

きるようにしたり、現状高山市内に住んでいなくとも、家族や友人・知人のつながりを感じることができるのではないかと考えられる。

実際にそのような実践を行う町内会の一例を挙げると塩屋町がある。塩屋町では、子どもが進学を機に市外へ出て行く傾向が長年続く。そうした現状を受け止めながらも、子どもたちが地元に残りたいと思える、誇りあるものの一つが町内会行事（お祭り）だと考えられている。お祭りには市外に出ていった子どもも参加できるようにしている。「子どもたちが地域にいる間にお祭りに一緒にお囃子を練習するなどして、子どもたちと関わりを持つことで、高山から出ていっても、地元での行事への参加がよい思い出となる」という。そしてそうした思い出が「ふとした時に高山に戻りたいと思えるようになるきっかけづくりになる」と考えておられた。また、子どもたちが高山に帰省したタイミングでお祭りに一緒に参加したり、公民館でおかえりと言ってあげられたりすることは、仮に子ども・若者が高山に戻れないとしても地域に愛着をもって関わってくれるようになる」と塩屋町の町内会員の人々が考えていることが分かった。

このような塩屋町の取り組みは、和良地区のように、域外転出した子どもや若者を統計上の流出人口とみなすのではなく、地域資源と捉え、町内会を構成する一員として扱っていることが推察される。一方で、ヒアリングや町内会長研修大会では、町内会加入世帯以外の子どもが参加することは町内会費を払っているか否かという点で不平等であり、まちづくり協議会の行事と変わらないので意味がないという意見もある。しかしながら、町内会に元々加入していない世帯の者ではなく、加入世帯の子や孫世代まで対象を拡大するという発想であって、将来その地区に帰ってくる可能性も否定できないことから、このような方策は必ずしも意味がないとはいえないと考えられる。

このように、家族や友人・知人との距離が物理的に離れていたとしても時折の再開や、町内会の一員としての繋がりをもつという感覚があれば、地域の共同体としての一員として生活するという実感を得られ、ウェルビーイングにつながるのではないかと考えられる。

(3) こども達が生き生きと暮らせること

町内会のヒアリング調査では、高山市の一つ一つの地域規模が比較的小さく、行政と住民の距離の近さを実感した。加えて人口減少・少子高齢化で今後地域の維持が難しくなっているためか、子ども・若者を対象とした実践が産学官連携を通して積極的に行われているという印象を受けた。一般財団法人飛騨高山大学連携センターが主催する「第7回飛騨高山学会」では、高山地域の子どもや若者を対象とした研究や実践が複数報告された。

例えば、地域と学校をつなぐ学びのデザインとして、STEAM教育が挙げられ、地方創生や地域コミュニティの課題に対し、STEAM教育実践が果たしうる社会的役割についての考

察がなされた¹⁶⁵。また、高校生を地域の DX 人材として育成することを目的に、飛騨高山高等学校のビジネス情報科と名古屋大学大学院情報学研究科、高山市が連携し、高校生が地域住民のデジタル関連の相談に乗る「高校生デジタルサロン」の実践も報告された¹⁶⁶。このように、高山市では、産学官連携事業や、地域と学校とが連携して地域の一員として地域の持続可能性やウェルビーイングに寄与する取り組みが行われている。

また、子ども・若者の参画や実践が、住民に受け入れられやすく、人数さえ確保できれば地域の子どもを巻き込んだ取り組みを行いたいという住民の多さを実感した。「進学・就職で故郷を離れてもいい。でも、最終的には地域の担い手として地元に戻ってきてもらいたい。いつか帰りたいと思ってもらうために、若者にこのまちで地域の人々に大切にされた良い思い出を作ってもらいたい。」という住民の声を、ヒアリング調査で聞いた。子どもたちには町内会含む地域の健全なコミュニティの中で、あるいは学校が地域に開かれていき、子どもたちの主体性を育てていくことや郷土が自分という人間を作る一部であったという感覚を持てるようにすることが、子どもたちが生き生きと暮らす指針となるのではないかと考えられる。東栄町の「郷土のまちを語る会」の実践例のように中学生の意見を聞くことも子どもたちの主体性や自己効力感を育てるための一つの方法であると考えられる。

高山市では、こども若者が自由に意見を言え、その意見が大切にされるまちづくりを目指し、こども若者オンライン意見箱「言え〜」を実施している。この取り組みは同市が 2025 年 3 月に策定した「こども未来計画」に基づいており、「こどもまんなか社会」の実現を目指す実践の一つだ。意見箱の利用者は、事前登録なしに、スマートフォンやタブレット、パソコンから意見を投稿することができる。投稿内容は市が受け取り、希望に応じて回答が返される仕組みとなっている。何度でも投稿できるほか、匿名での投稿も可能で、高山市内に在住でない場合も投稿できるのが特徴だ。

この意見箱は、高山市在住・在学の子ども・若者だけでなく、地域を離れた他出のこどもや若者も、高山市の一員として市政に対し声を挙げられる機会になっている。

¹⁶⁵ 今門風海 有賀三夏 (2025)

「地域をつなぐ学びのデザイン 飛騨高山における STEAM 教育実践とその社会的意義」

『～繋がるキャンパス～第 7 回飛騨高山学会予稿集』 pp17-18

一般財団法人飛騨高山大学連携センター

https://www.renkeicenter.jp/pdf/society/hidakayama_society_2025_materials.pdf

(2026.1.7 参照)

¹⁶⁶ 外村奏太 堀涼 浦田真由 遠藤守 (2025)「飛騨高山高校と連携した『高校生デジタルサロン』の継続的価値」一般財団法人飛騨高山大学連携センター前掲資料 pp63-64

図表 6-11 高山市こども若者オンライン意見箱「言え〜る」チラシ



(出所) 高山市公式ホームページより引用¹⁶⁷。

高山市こども未来計画」によれば、市の基本目標（目指す姿）として「笑顔あふれることを育み未来につなぐ」を掲げ、以下のように説明する。

「こどもや若者に関する取組みを地域社会のまんなかに据え、まちぐるみとなって笑顔のこどもを育むことにより、家庭の幸福、やがては地域に暮らすすべての『ひと』の持続的な幸福へとつなげ、未来が明るく広がるような、『まち』を挙げた取組みを進めます。¹⁶⁸」

¹⁶⁷ 高山市「こども若者オンライン意見箱『言え〜る』」

<https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000019/1020212/1022739.html>

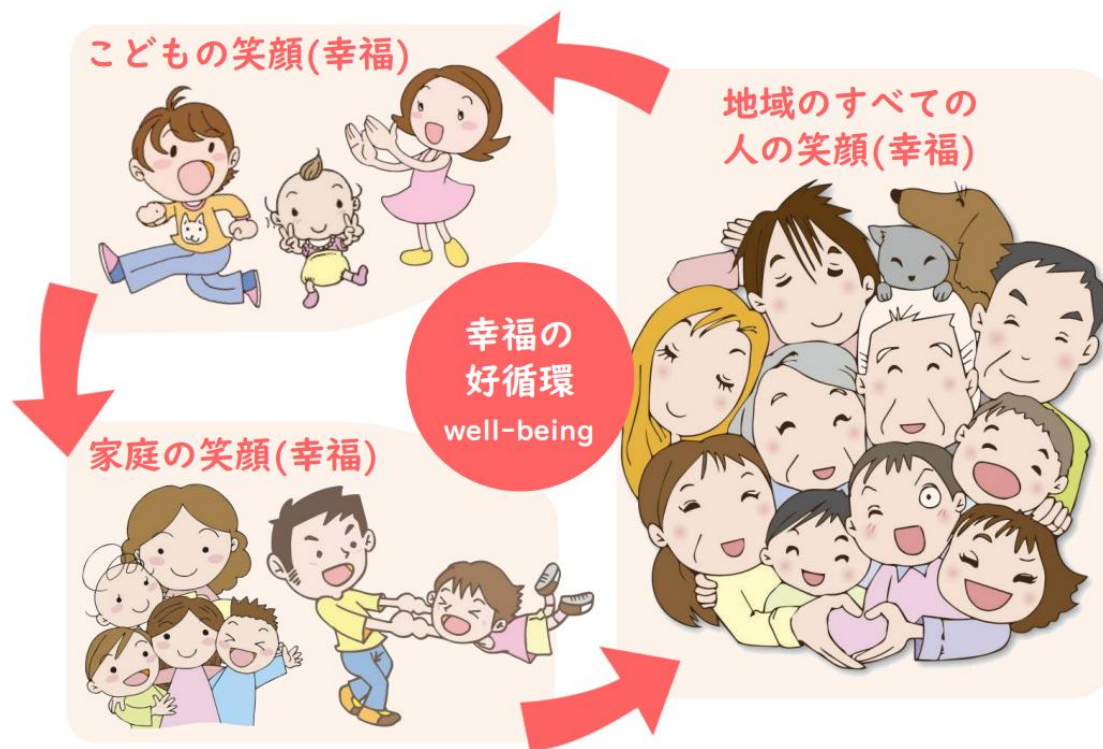
(2026.1.21 参照)

¹⁶⁸ 高山市「こども未来計画」、p12

https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/006/114/child_plan_of_takayama.pdf (2026.1.21 参照)

つまり、子どもを地域で大切にする地域は家庭を明るくし、地域社会も幸福にするという好循環が生まれると説明されている。子どもや若者が生き生きと過ごせるようになれば、子どもや若者本人の幸福度だけでなく、高山市全体のウェルビーイングの実感に繋がるというロジックである。このロジックは絵でも表されている（図表 6-12）。以上のことを踏まえると、町内会でも、地域の子どもの若者や遠くの地域へと進学・就職で流出した者も対象にして、意見を聞く機会を作ることが考えられる。子どもの数が少なく、町内会だけの実施が難しいという場合は、まちづくり協議会単位や村半などの若者の居場所を活用してまちの在り方などについて大人と一緒に考えるという対話の会を定期的に行うという案も考えられる。

図表 6-12 幸福の循環イメージ



(出所) 高山市「高山市子ども未来計画」p12¹⁶⁹

¹⁶⁹ 高山市「高山市子ども未来計画」

https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/006/114/child_plan_of_takayama.pdf p12 (2026.1.21 参照)

また、子どもを主体とした学校と地域連携の例として、全国では「開かれた学校づくり」という取り組みが行われている。「開かれた学校づくり」全国連絡会は設立趣意書にて「開かれた学校づくり」を以下のように述べている¹⁷⁰。

- ①児童生徒、保護者、教職員、住民など、学校にかかわるすべての人々が参加する学校づくりです。
- ②障がい児や経済的に困窮した家庭の子どもなど様々な学習・生活上の困難を抱えた子どもたちへの適切な支援により、すべての子どもが安心して楽しく学べる学校づくりです。
- ③学校に新しく配置されつつあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどとの協働を大切に、子どもの声を聴くおとなの側の共同性と専門性を発揮した、子どもの声に応答的な学校づくりです。
- ④学校運営協議会などを活用し、保護者、地域住民、教職員による「学校の自治」を尊重する「開かれた教育委員会」を求め、地域の人々が共同してすすめていく学校づくりです。
- ⑤首長、議会等と連携した地域づくり、まちづくりにつながる学校づくりです。

特に住民自治を基盤とした学校と地域の連携、5つ目の項目の「首長、議会と連携した地域づくり、まちづくりにつながる学校づくり」は子どもたちが生き生きと暮らせる地域づくりには欠かせないのではないかと考えられる。町内会長へのヒアリングや愛知大学地域政策学部「キャリアデザイン特殊講義」の高山市長の講義回などによって、町内会は地域にもよるが、学区との結びつきが強いことが分かった¹⁷¹。また、「開かれた学校づくり」全国連絡会は、三者協議会を設置することを強く推奨する。三者協議会とは、教職員、生徒(児童)、保護者(または地域住民)の三者が参加して話し合い、共同して学校運営をすすめる取り組みだ。全国では東京都の私立大東学園高等学校、長野県辰野高等学校、高知県の私立太平洋学園高等学校などが実践を行っている。

このように、学校運営や子どもたちと地域のあり方について考える実践が、子どもが学校や地域の一員として参加するためには必要だと当該連絡会では考えている。町内会の役員が教員や子どもと協働することも学校と地域の結びつきを強め、子どもたちが地域の主権者としての実感を得られ、ウェルビーイングにつながるのではないかと考えられる。

¹⁷⁰ 「開かれた学校づくり」全国連絡会「『開かれた学校づくり』全国連絡会」趣意書、p1
<https://drive.google.com/file/d/1bPejT-8Az22S0pAiog9z-2OdPQOTTIuo/view>
(2026.1.21 参照)

¹⁷¹ 愛知大学地域政策学部では、愛知大学と提携している市町村の首長を招き、リレー形式で講義を行う「キャリアデザイン特殊講義」という科目が設置されている。

以上のように、高山市民の「しあわせ」のための町内会の実践の方向性について述べてきた。心身の健康や家族や友人・知人との行政区を越えたつながり、子どもが幸福を実感するための意見反映、学校と町内会との協働、これらを高山市の実態にもっと即していくことが必要なのではないかと考えられる。また、今回取り上げられなかった3位の「身近に豊かな自然があること」、4位の「生活を送るために必要な収入があること」に関連する町内会の取り組み事例や可能性についても今後の課題として検討していきたい。

図表 6-13 太平洋学園高等学校 三者協議会の様子



(出所) 藤田毅「わが校の『開かれた学校づくり』 太平洋学園高等学校」より引用¹⁷²。

6-4 町内会と個人の自由とウェルビーイング

本項では、価値観の多様化、協働意識の希薄化、個人主義の台頭から聞かれる「町内会と関わりと面倒だ」、「町内会に入らなくとも生活できるのに町内会に入会する意義を感じられない」といった個人の自由に関連した主張と町内会との関連について述べたい。このような意見の噴出は高山市だけでなく、全国的な町内会の課題となっている。町内会の活動をひ

¹⁷² 藤田毅「わが校の『開かれた学校づくり』 太平洋学園高等学校」

<https://drive.google.com/file/d/1GQh97iUIqKbMvNMh4g1SI81AJ-fzU8zS/view>
(2026.3.15 参照)

とたび引き受けてしまえば、私生活への介入や個人の一定の時間を費やすことにもなりえる。そうした町内会の活動と個人の自由を守ることの両立が可能なのか。町内会による協働は本当に個人の自由を奪い、デメリットを増やしてしまうのかという視点からウェルビーイングな町内会のあり方について考えていきたい。

まず、中田（2018）は経済成長モデルやマイホーム主義の台頭などの要因により、「住民の地域へのアイデンティティはうすれていき、地域での人間関係は、むしろわずらわしいものとして消滅していくことを当然視」する流れがあるという¹⁷³。また、個人の多忙化により、好きな領域の課題解決に取り組むボランティアでさえも気軽に参加しにくい状況が続く昨今、町内会、そして地域活動に向き合う時間がとれない人が多くいることは否定できない。このような個人の事情により、町内会に参加できないというやむを得ない事情が生まれていることには留意しておきたい。そのうえで町内会の性質について振り返ると、玉野（2024）は、町内会について、このように形容している¹⁷⁴。

「町内会はいわば公共財のようなものである。日頃から行政に協力し、地域の親睦行事を支え、ごみ集積所の管理などもしてくれる。あると助かるし、いざというときありがたいが、日頃からそれを積極的に支えようとは、誰も思わない。それは誰かがやってくれれば助かるが、できれば参加したくないものなのだ。」

このように、町内会は住民の善意や義務感によってかろうじて成り立っている組織である。しかし、行政の制度を補完する地域の公共財であり、なくてはならない組織でもあるといえる。そして、「全世帯加入ではなくなっている町内会の実態と地域共同という生活実態とのねじれ」が多様なアクターが協働しにくくなる要因となっている¹⁷⁵。しかしながら、住民に地域に参加しにくいという個人の事情や個人の自由があって、参加を拒否できる状況があったとしても、現実問題、地域社会で生活を送るうえで、「個人が他者と関わらないで自由に生きていけばよいということもありえない」という¹⁷⁶。

例えば、最高裁平成 17 年 4 月 26 日判決では町内会や自治会組織は任意団体であるがために、町内会・自治会の退会が自由であることが認められている¹⁷⁷。一方で、令和 7 年 4 月 16 日福井地裁では、自治会を退会した男性には、自治会が管理するゴミ置き場を使用する権利が認められたものの、年間 15,000 円を自治会に支払う事が条件とされた¹⁷⁸。男性と自

¹⁷³ 中田（2018）p82

¹⁷⁴ 玉野（2024）pp158-159

¹⁷⁵ 中田（2018）p133

¹⁷⁶ 中田（2018）p89

¹⁷⁷ 裁判所（2005）p1

¹⁷⁸ 裁判所（2025）p1

治会は同年 10 月 28 日には和解している¹⁷⁹。以上の判例のように、本来なら行政が担うべき役割を町内会が担っているという致し方ない現状があるゆえに、町内会のような地域自治の組織と全く関わらないで生活を営むことには限界がある。現代の社会では、どこに住居を構え、どのように暮らしていても咎められない。しかし、町内会からの脱退や、公共財を使用する際のルールの遵守義務のように、住んでいるコミュニティでどう生きるかも全く自由であるとはいえない¹⁸⁰。つまり、個人の自由を優先するか、暗黙の了解に従うかという二律背反では論じられない課題と言える。

このような課題の一種の解決策として、東栄町では、会費を払うことを前提に、町内会運営への参加を選択できる会員制度を採り入れている。しかし、この制度に地域の人々の全員が納得するのは難しいと推察される。ではどうすればよいのか。個人の自由の拡大を目指すのではなく、住民協働の実現という町内会の特徴を発揮しながらも、地域住民が納得できる町内会運営が求められており、そのための方策はどこの町内会も試行錯誤している状況であろう。ここで、改めて再確認したいのが、ウェルビーイングな社会を作っていくために私たち市民がどのようなビジョンをもって地域社会を作っていく必要があるのかということだ。

草郷（2022）は、誰一人取り残さない持続的な社会の実現は決して夢物語でないとしつつも、社会を作り上げるのは、私たち市民であり、生活の場であるそれぞれの地域から社会を変えていけるかどうかにかかっていると述べる¹⁸¹。すなわち、ウェルビーイングな地域社会を作っていくためには足元の地域で協働する意識を持たなければならないということである。同時に、個人の自由や事情で地域社会から自ら遠ざかっていくことは、やがて孤立を生み、結局個人として社会的に満たされない感覚を生むことにもつながる。ウェルビーイングに必要な「誰一人取り残さない」ことが不可能になる。そうしたことから個人の自由と相反する町内会という視点でみるのではなく、少しわずらわしいけれど自分が地域で孤立しないために入ってよかったと思える町内会を作っていけることが必要なのだと考えられる。

そして、そのためにまずは、忙しくても参加できる人を増やす取り組み、入りたい人が入れる仕組みを高山市の町内会で広げていけるよう行政やまちづくり協議会でサポートする体制を整えていくことが大切だと考えられる。すでに取り組みは始まってきており、試行錯誤されている中で、今後どのように町内会が運営されていくかについて検討をしていきたい。

¹⁷⁹ 福井新聞 ONLINE（2025）「ごみステーション使用料、年 1 万 5 千円で和解 町内会退会者が権利求めた訴訟、名古屋高裁金沢支部で成立」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/baac2c6bb3c3b8efc62d419375840c31bba1d054>

（2026.1.19 参照）

¹⁸⁰ 中田（2018） pp173-174

¹⁸¹ 草郷（2022） p171

6-5 ウェルビーイングな社会を作るために町内会は本当に必要か

これまで、6-1～6-4 を通し、ウェルビーイングな町内会を目指していくことの意義を示した。具体的には、高山市の実情に即して町内会を「社会的共通資本」として再定義した。そして、業務の外部化、対話の場の活用、若者や域外者の町内会への関与、さらには学校連携を挙げた。そうすることによって、負担を減らしつつ住民のつながりと幸福感を高める具体策を提示してきた。しかしながら、ウェルビーイングな社会を作るために町内会は本当に必要なのだろうか。そして町内会が必要であれば、どんな条件のもとで町内会の役割が発揮されるのかという点について述べ、本章の帰結としたい。

(1)ウェルビーイングな社会を築くために必要な民主主義

さて、ウェルビーイングな社会とは、身体的にも精神的にも健康な状態であって、社会的に満たされた状態である社会だった。また、社会的共通資本の定義になぞらえて考えれば、「ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を安定的に維持する社会的装置」が備わった社会である¹⁸²。「一人一人の市民的尊厳を保ち、市民的自由を最大限に享受できるような社会を安定的に維持するために必要不可欠なもの」を有した社会であるとも定義できる¹⁸³。すなわち、経済的な豊かさを追い求めるのではなく、地域社会の中で人間が人間として尊重され、自らの生活に関して意思決定できる幸福な社会であると定義付けられる。

このようなウェルビーイングな社会を築くために必要な、社会的共通資本を支えている根幹は何であろうか。筆者は、民主主義の仕組みこそがウェルビーイングの根幹だと考えている。なぜなら、民主主義とは単なる制度原理ではなく、人々が自らの足元の問題について主体的に判断し、決定する権限をもつことに他ならないからである。しかし、民主主義は自動的に成立するものでない。かつての経済発展モデルのように、経済成長を最優先し、自己犠牲や過剰な競争を是とする社会では、人々は生活に余裕を失い、家族や地域との関係、さらには自らの意思を表明する気力すら奪われてきた。その結果、民主主義は形式的には存在していても、日常生活の実感を伴うものとして機能しにくくなってきた。健全な民主主義が機能するためには、人々が生活の実感をもって関われる場が必要だ。その可能性が残されているのが町内会でないか。つまり、町内会はウェルビーイングな社会を築くため、身近な民主主義の実践の場として機能する可能性があるのではないかと考えられる。

(2)なぜ今、町内会を「民主主義の場」として捉え直すのか

民主主義の根幹には地方分権や住民自治がある。すなわち、中央から提示される施策を実行する金太郎飴のような地域運営だけを指すのではなく、自分たちの暮らしに関わるこ

¹⁸² 宇沢（2000） p4

¹⁸³ 同上 p6

とを自分たちで決めて運営することが原則である。そして、健全な民主主義は小規模単位の地域自治ないしは住民自治があって成り立つものともいえる。このような地方自治や住民自治を実質的に支えるものとして重要なのが、住民同士の対話や協議だ。対話は、互いの存在を尊重し、人権や尊厳を前提とする関係性を育む営みである。この点について暉峻（2017）は対話と人権の関係性について以下のように指摘している¹⁸⁴。

「人権というとき、コミュニケーションを禁じられた人権というものは存在しません。自由な対話ができにくい社会には、独裁政治による人間性の抑圧、あるいは過剰な自由競争で人びとが自己防衛にならざるを得ないという共通性があるのではないのでしょうか。対話には民主的というか、人権優先の思想が流れています。いいえ、対話そのものが人権思想を作り出すのかもしれない。」

すなわち、暉峻（2017）は、自由な対話が困難な社会には、独裁や過剰な競争が存在すると指摘し、対話そのものが人権思想を生み出す可能性を示している。この指摘は、民主主義が対話を通じて日常的に再生産されるものであり、とりまなおさず民主主義と対話が相互に不可分であることを示唆している。では、このような民主主義を支える場は地域のどこに存在しうるのだろうか。その一つが住民自治の組織である町内会の存在が挙げられる。なぜなら、町内会は、住民が日常生活を共有する最小単位に近い組織であり、生活課題が自分事として感じやすい範囲をもっているからである。この点で、町内会は、住民自治を具体的に実践する場であるといえる。

一方で、高山市にはまちづくり協議会のように町内会の役割を補完することのできる別組織がある。担い手不足や、高齢化に悩まされる町内会が業務の遂行の一部をまちづくり協議会に移行する傾向にある現状から、住民自治のための対話の役割を町内会が担う必要があるのかという疑問も生じる可能性がある。まちづくり協議会は、対象とする地域の範囲が広い。つまり、広域的な課題に対応できる利点をもつが、同時に、地域の対象の範囲が広くなればなるほど、関係者の当事者意識が希薄化しやすいという懸念点も出てくる。地域の範囲が広がれば広がるほど、生活実態から乖離し、住民の声が届きにくくなる可能性がある。この状況は、平成の大合併やそれに伴う制度的空白に近い部分がある。だから、生活実態に最も近い町内会の単位の存在自体が、民主主義を地域に根付かせる条件となりえる。

苦境に陥っている町内会の存在意義について、玉野（2024）は、町内会を「住民が誰でも参加して、行政とともに協議し、決定し、場合によっては議会に要求を突きつける、開かれた協議の場にするのはどうだろうか」と提案している¹⁸⁵。また、名和田（2021）も、日本の都市内分権は自治会・町内会が中心になって奮闘しないと機能しない、成立しないと指摘し

¹⁸⁴ 暉峻（2017） p109

¹⁸⁵ 玉野（2024） p168

ている¹⁸⁶。これらの指摘は、町内会を民主主義の担い手として再評価する必要性を裏付けている。

もっとも、町内会が担うべき役割は、すべての地域業務を抱え込むことではない。対話や協議といった民主主義の中核的機能に集中するためには、事務的、実務的な負担は別組織に頼らなければならない。そうした負担をサポートするために、まちづくり協議会や NPO、産学官などの組織が補完するという体制やスタンスがこれまで以上に重要性を増すのであろうと考えられる。町内会が疲弊したままでは、民主主義の場として機能することは難しい。では、町内会における対話や協議とは何か。それは、町内会の将来像といった重い議題に限られない。岡（2008）の「病、市に出せ」の格言に沿うようなコミュニティづくり、東京都練馬区の対話的研究会の事例が示すように、日常の疑問や違和感、個人的な悩みも含め、些細なことでも安心して話せる環境こそが第一歩だと考える。そのような対話の積み重ねが住民同士の信頼関係を育み、それが民主主義の基盤となる。

以上を踏まえると、今、町内会を民主主義の場として捉え直す必要がある理由は明確になったであろう。それは、ウェルビーイングな状態を目指す社会において、民主主義を生活に根ざした実践として再構築するためである。町内会は、その最小単位において人々が対話を通じて互いを尊重し、意思決定に関わることのできる身近な住民自治である。そうした意義を再確認し、意識的に育てていくことがこれからの高山市の町内会においても不可欠であると結論づけられる。

小括

本章は、町内会をウェルビーイングの観点から再定義し、人口減少・価値観多様化が進行する社会において、その存在意義や、足元の住民自治を成立させる組織としての諸条件を明らかにした。町内会を「社会的共通資本」と捉え、負担の構造的軽減、対話機能への特化、関係人口を含む包摂的な範囲設定、個人の自由と協働のはぎまでの葛藤を、ウェルビーイングなコミュニティ形成の条件として提示している。今後は、高山市の町内会それぞれの地域特性に応じて、地域固有の問題について話し合えるような組織づくりの必要性があるとともに、町内会が生活実感の伴う民主主義の場という認識を長期にわたって育んでいくことが必要なのではないか。これらの要素は、高山市の町内会に限らず、縮減社会において地域自治の再構築に直面する他の住民自治組織に当てはまると考えられる。また、ウェルビーイングな社会を住民自身の手で作るために、町内会は必要である。

¹⁸⁶ 名和田（2021）p56

おわりに

本研究では、人口減少や少子高齢化が進行する日本社会において、地域コミュニティの基盤である町内会の役割と課題について、岐阜県高山市を事例として検討してきた。近年、地方都市では若年層の流出や高齢化の進行により、地域コミュニティの担い手不足や住民同士のつながりの希薄化が大きな課題となっている。本研究は、このような状況の中で町内会が地域社会においてどのような役割を果たしているのかを明らかにするとともに、ウェルビーイングの視点から今後の地域コミュニティのあり方について考察することを目的としてきた。

第1章では、日本社会における人口減少と少子高齢化の進行について整理し、地域社会において町内会が担ってきた役割について確認した。町内会は防災、防犯、福祉、環境整備など生活に密接した活動を通じて地域社会を支えてきたが、近年では加入率の低下や担い手不足、役員の高齢化など多くの課題に直面していることが明らかとなった。

第2章では、高山市の社会的現状と地域コミュニティの課題について分析した。人口減少や高齢化の進行、空き家の増加など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の地域運営のあり方が見直される必要があることも確認された。また、高山市町内会長研修大会や単位町内会へのヒアリング調査を通して、町内会が地域の安全や交流を支える重要な役割を担っている一方で、担い手不足や若い世代の参加の少なさなど、持続的な運営に向けた課題も存在していることが明らかとなった。

第3章では、埼玉県秩父郡横瀬町の事例を取り上げ、行政・民間・住民が協働しながら地域づくりを進めている取り組みについて確認した。横瀬町では、多様な主体が地域づくりに関わる仕組みが整備されており、住民がそれぞれの関心や生活スタイルに応じて地域活動に参加できる環境が整えられている。このような取り組みは、人口減少社会において持続可能な地域コミュニティを形成していく上で重要な示唆を与えるものである。

第4章では、福井県坂井市の事例を取り上げ、多世代の共生や対話を重視したウェルビーイング志向の地域づくりを推進している取り組みについて確認した。坂井市では、地域の幸福を行政が一方的に与えるものではなく、住民自身の対話と共創によって生み出していることから、主体性を持った地域コミュニティを形成していく上で重要な示唆を与えるものである。

第5章では、ヒアリング調査や他地域の事例を踏まえ、高山市における町内会の役割の再検討と今後の町内会改革の方向性について考察した。町内会は地域住民の交流や相互扶助を支える基盤として重要な存在であるが、社会環境の変化に対応するためには、役員負担の軽減や活動内容の見直し、若い世代が関わりやすい仕組みづくりなどが必要である。また、

町内会だけで地域運営を担うのではなく、まちづくり協議会や行政、地域団体などと連携しながら地域全体で協働していく体制の構築が求められる。

第6章では、ウェルビーイングの視点から地域コミュニティのあり方について整理した。ウェルビーイングとは、身体的・精神的な健康だけでなく、社会的なつながりや安心感を含めた総合的な幸福の状態を指す。町内会は住民同士のつながりを生み出し、地域社会における安心感や相互扶助の関係を支える場として機能してきた。その意味で、町内会は地域住民のウェルビーイングを支える重要な基盤であるといえる。

以上の考察から、人口減少社会において地域社会の持続可能性を確保するためには、町内会を単なる伝統的な自治組織としてではなく、あらたに住民同士のつながりを生み出す包摂社会の創造装置として再評価していくことが重要であると私たちは考える。今後は、住民がそれぞれの生活スタイルに応じて地域活動に関わることのできる柔軟な仕組みを町内会組織に整備するとともに、行政や地域団体（NPO 法人、社会福祉協議会など）、地域企業との役割分担や相互連携を強めながら、ウェルビーイングを重視した地域づくりの担い手として存続していくことが期待される。

なお、本研究では町内会役員へのヒアリングを中心に分析を行ったが、一般住民や若い世代の意識については十分に把握できていない部分もある。今後は地域住民の意識調査や他地域との比較研究などをさらに進め、従来型の町内会改革を出発点としながら、人口減少社会における自治コミュニティとしての町内会の可能性について、さらに検討を深めていきたいと考えている。

謝辞

最後に、本研究を進める上で、高山市での調査では高山市市民活動部協働推進課及び高山市町内会連絡協議会（市内 278 町内会の連合体で、21 地区の代表者など 21 人で組織）の皆様、一般財団法人飛騨高山大学連携センターの関係者の皆様、ヒアリング調査にご協力いただいた各町内会長の皆様、まちづくり協議会の皆様に大変お世話になりました。

また、比較調査先の埼玉県秩父郡横瀬町では、一般社団法人みんなでつくる日本一幸せな町横瀬の中村怜生様及び西川猛様、横瀬町役場まち経営課連携推進室の小俣裕哉様、そして福井県坂井市では、坂井市役所生活環境部市民協働課上田純子様、アルマス・バイオコスモス研究所代表の水上聡子様にご協力いただきました（いずれも 2025 年度のご所属を記載）。

さらに、愛知大学地域連携室の皆様、飛騨高山学会での報告に際して様々なご支援を賜りました。末筆ながらこの場を借りて、厚くお礼を述べさせていただきます。



(高山市町内会長研修大会での鈴木誠ゼミナール集合写真)

参考文献

1. 宇沢弘文 (2000)『社会的共通資本』岩波書店
2. 枝廣淳子 (2021)『好循環のまちづくり!』岩波書店
3. 岡檀 (2008)『生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由がある』講談社
4. 紙屋高雪 (2015)『“町内会”は義務ですか?～コミュニティーと自由の実践～』小学館
5. 河村則行 (2023)「集合的効力感とウェルビーイング：名古屋市名南学区の協同のまちづくりを事例に」『名古屋大学社会学論集第 44 巻』 pp112-136
6. キャロル・S・ドゥエック著 今西康子訳 (2008)『マインドセット「やればできる!」の研究』草思社
7. 草郷孝好 (2022)『ウェルビーイングな社会をつくる 循環型共生社会をめざす実践』明石書店
8. 佐藤徹 (2023)「まちづくりへの参加と対話は人々にどのような変化をもたらすのか」『日本地域政策研究 第 30 号』 pp4-13
9. 神野直彦 (2010)『「分かち合い」の経済学』岩波書店
10. 鈴木誠 (2019)『戦後日本の地域政策と新たな潮流 分権と自治が拓く包摂社会』自治体研究社
11. 醍醐孝典・保井俊之・坂倉杏介・前野隆司 (2014)「住民参加まちづくりにおける主体形成 10 ステップモデルの提案」『システムズ・リサーチ Vol.25』 pp329-334
12. 高尾真紀子ほか (2025)『みんなでつくる幸せなまち：地域ウェルビーイング』三恵社
13. 竹端寛 (2025)『福祉は誰のため?』ちくま書房
14. 玉野和志 (2024)『町内会—コミュニティからみる日本近代』筑摩書房
15. 暉峻淑子 (2017)『対話する社会へ』岩波書店
16. 徳野貞雄 (2008)「コンピュータに頼らない『T 型集落点検』のすすめ」『現代農業 2008 年 11 月号増刊』 pp110-120
17. 中田実 (2018)『新版 地域分権時代の町内会・自治会』自治体研究社
18. 名和田是彦 (2021)『自治会・町内会と都市内分権を考える』東信堂
19. 平岡俊一 (2023)「持続可能な地域づくり中間支援組織による地域諸主体との信頼関係の構築」『コミュニティ政策研究 第 9 号』 pp1-13
20. 広井良典 (2019)『人口減少社会のデザイン』東洋経済新報社
21. 宮口侗廸 (2007)『新・地域を活かす：一地理学者の地域づくり論』原書房
22. 吉村輝彦 (2010)「対話と交流の場づくりから始める協働型まちづくり」『都市計画論文集 No.45-3』 pp835-840

参考資料

<第1章>

1. 愛知県 あいちビジョン 2030 「2040 年頃の社会経済の展望」
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/504634.pdf> (2026.01.19 参照)
2. 一般社団法人 北海道町内会連合会「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり
全道運動 第 32 弾」http://www.d-choren.or.jp/ep01_jirei32.html (2026.1.18 参照)
3. 一般社団法人 北海道町内会連合会「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり
全道運動 第 36 弾」http://www.d-choren.or.jp/ep01_jirei36.html (2026.01.18 参照)
4. 一般社団法人 北海道町内会連合会「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり
全道運動 第 38 弾」http://www.d-choren.or.jp/ep01_jirei38.html (2026.1.18 参照)
5. 一般社団法人 北海道町内会連合会「北海道町内会連合会」
<http://www.d-choren.or.jp/welcome.html> (2026.01.18 参照)
6. 一般社団法人 北海道町内会連合会「役員の担い手不足と支え合いの仕組みづくり(発行
日：令和 6 年 9 月)」<http://www.d-choren.or.jp/pdf/sasaeai2024.pdf>
(2026.01.18 参照)
7. 岡崎市「岡崎市総代会連絡協議会」
<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1103/1126/p024919.html> (2026.01.23 参照)
8. 岡崎市「町内会活動支援」
<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1103/1126/p004840.html> (2026.01.23 参照)
9. 厚生労働省 「我が国の人口について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21481.html (2025.12.19 参照)
10. 国土交通省 「人口減少が地方のまち・生活に与える影響」
<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h26/hakusho/h27/html/n1122000.html>
(2025.12.26 参照)
11. 国土交通省 「都市のスポンジ化について」
<https://www.mlit.go.jp/common/001197383.pdf> (2026.01.19 参照)
12. 裁判所 「裁判例詳細結果」
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-62595.pdf> (2026.01.08 参照)
13. 総務省 「自治会・町内会等とは」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000307324.pdf (2025.12.27 参照)
14. 総務省 「自治会等に関する市区町村の取組に関するアンケート とりまとめ結果」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000799144.pdf (2026.01.08 参照)
15. 総務省 「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート とりまとめ結果」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000808317.pdf (2026.01.09 参照)
16. 総務省「地域・地方経済の現状と課題」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000629037.pdf (2025.12.19 参照)

17. 総務省 「都市圏のコミュニティの現状と課題」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000456883.pdf (2026.01.19 参照)
18. 総務省 「令和 5 年度版 過疎対策の現況」
https://www.soumu.go.jp/main_content/001000617.pdf (2025.12.27 参照)
19. 総務省 「令和 5 年度版 過疎対策の現況」
https://www.soumu.go.jp/main_content/001000617.pdf (2025.12.27 参照)
20. 内閣府 「人口・経済・地域社会の将来像」
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/s2_3.html
(2025.12.19 参照)
21. 内閣府 「超高齢化における課題」
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2012/gaiyou/s1_3_1.html
(2025.12.19 参照)
22. 内閣府男女共同参画局「持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について」
<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/chiiki/pdf/report.pdf>
(2026.01.08 参照)
23. 中尾奏太 榛村空也 鈴木勝登 坪井陽士 (2025)
「高山市における多世代共生～埼玉県横瀬町との比較調査からウェルビーイングを高めるコミュニティ政策のカギを探る～」『第 7 回飛騨高山学会』、p 25
<https://www.renkei-center.jp/pdf/society/slidedata/20251130-02.pdf>
(2025.12.26 参照)
24. 名古屋市 「町内会・自治会について」
<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/shiminsanka/1011056/1011098/1011099.html>
(2026.01.21 参照)
25. 名古屋市 「町内会・自治会運営ハンドブック」
https://www.city.nagoya.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/095/r403_handbook.pdf (2026.01.21 参照)
26. 名古屋市 「町内会・自治会加入促進冊子『ハロー！グッドコミュニティ』」
<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/shiminsanka/1011056/1011087/1011097.html>
(2026.01.22 参照)

<第 2 章>

1. 岐阜県「児童生徒数一覧」
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/78972.html> (2025.10.21 参照)
2. 岐阜県「統計からみた高山市の現状」
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/466902.pdf> (2025.10.20 参照)

3. 総務省「住宅・土地統計調査」
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/pdf/yougo.pdf> (2025.10.22 参照)
4. 高山市「高山市空家等対策計画」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/009/982/r7akiyatoukeikaku_v2.pdf (2025.10.21 参照)
5. 高山市「高山市過疎地域持続的発展計画」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/003/922/kasokeikakur03.pdf (2025.10.19 参照)
6. 高山市「高山市協働のまちづくり～みんなつくる持続可能なまち～」、pp15-17
7. 高山市「高山市公式ホームページ」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/009/982/r7akiyatoukeikaku_v2.pdf (2025.10.27 参照)
8. 高山市「高山市自治体経営戦略調査等業務 現状分析報告書(案)」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/004/030/s_hiryou5_000.pdf (2025.10.19 参照)
9. 高山市「令和 6 年 10 月 1 日現在 行政区画別(町丁別) 人口・世帯数」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/002/189/r061001gyouseikukakubetujinkou.pdf (2025.10.19 参照)
10. 高山市「令和 7 年 4 月 1 日現在 高山市の地域別高齢者等の状況」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/000/564/koureishasu_koureikaritu_r7.4.pdf (2025.10.19 参照)
11. 高山市「令和 7 年 10 月 1 日現在 行政区画別(町丁別) 人口・世帯数」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/002/189/r07.10_t.pdf (2025.10.19 参照)

1. 一般社団法人みんなでつくる日本一幸せな町横瀬「しあつく-みんなでつくる日本一幸せな町横瀬」<https://shiatsuku.com/> (2025.10.23 参照)
2. 一般社団法人みんなでつくる日本一幸せな町横瀬『団体概要資料 | しあつく_v1.0.2』
3. 官民連携プラットフォーム「『よこらぼ』を通じた起業・創業支援」p6
https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/dai41/10_yokozemachi.pdf
(2025.10.21 参照)
4. 自治体問題研究所「町内会・自治会の特質と現代的課題」
<https://www.jichiken.jp/article/0014> (2025.10.21 参照)
5. 自治会・町内会の ICT 活用情報
「『自治会・町内会は行政の下請けなのか?』地域組織の役割と限界を考える」
<https://ict-jichi.jp/column/1870.html> (2025.10.21 参照)

6. 総務省「『横瀬クラス』事業」
https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/seminar/pdf/seminar20200217/projection/r01_14_yokozemachi.pdf (2025.10.21 参照)
7. 総務省「令和4年度『ふるさとづくり大賞』事例集」 pp7-8
https://www.soumu.go.jp/main_content/000860176.pdf (2025.10.21 参照)
8. ぶぎんレポート 「No.215 2017年11月号 p37」
<https://www.bugin-eri.co.jp/report/report02/file/171101int.pdf> (2025.10.21 参照)
9. 横瀬町「字別人口・年齢別人口」
<https://www.town.yokoze.saitama.jp/yokoze/about-yokoze/1483> (2025.10.21 参照)
10. 横瀬町「第6次横瀬町総合振興計画」
<https://www.town.yokoze.saitama.jp/yokoze/machitukuri/347> (2025.10.21 参照)
11. 横瀬町公式 HP「よこらぼについて」
<https://www.town.yokoze.saitama.jp/yokoze/rennkei/57646> (2025.10.21 参照)
12. よこらぼ公式サイト <https://yokolab.jp/about-us> (2025.10.21 参照)

<第4章>

1. 第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略令和6年3月<第5版>
<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/kikakuseisaku/shisei/keikaku/sogo-senryaku/documents/sougousennryakur5.pdf> (2026.3.8 参照)
2. 坂井市「広報さかい (2025.2) No.227」、pp2-3
3. 坂井市公式ホームページ「地域おこし協力隊・緑のふるさと協力隊」
<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/kikakuseisaku/kurashi/machi-zukuri/torikumi/kyoryokutai.html> (2026.3.8 参照)
4. 坂井市公式ホームページ「地域おこし協力隊 (移住・定住促進分野)」
<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/iju/kurashi/teiju/kyoryokutai.html> (2026.3.8 参照)
5. 竹田 T キャンプ
https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/kikakuseisaku/kurashi/machi-zukuri/shinotorikumi/takeda_t_camp.html (2026.3.8 参照)

<第5章>

1. 愛知県長久手市「ながくて幸せのモノサシ」
<https://www.city.nagakute.lg.jp/kurashi/100/120/000502.html> (2025.12.05 参照)
2. 高山市「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」(平成14年4月1日施行)
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/136/urumachizyourei.pdf (2026.1.2 参照)

3. 高山市「高山市協働のまちづくり基本指針」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/225/kihonsisin1.pdf (2026.1.2 参照)
4. 高山市「高山市市民参加条例」(平成 26 年 4 月 1 日施行)
<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000069/1005216/1004048.html>
(2026.1.2 参照)
5. 高山市「高山市市民参加条例施行規則」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/048/kisoku.pdf (2026.1.21 参照)
6. まちづくりネット東近江（滋賀県東近江市）
<https://machinet-higashiomi.net/> (2025.12.05 参照)
7. 四日市市「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」
(令和 2 年 4 月 1 日施行)
https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00001418.html
(2026.1.17 参照)
8. 羽島市「羽島市自治会への加入及び参加を促進する条例」(平成 30 年 3 月 26 日施行)
https://www1.g-reiki.net/hashima/reiki_honbun/i310RG00000988.html
(2026.1.17 参照)
9. NPO 法人コヅカ・アートフェスティバル実行委員会（千葉県南房総市）
<https://www.facebook.com/kozukaart/> (2025.12.05 参照)
10. NPO 法人若者と地域をつなぐ会まる（埼玉県秩父市）
<https://www.maruchichibu.org/> (2026.1.15 参照)
11. NPO 法人コード・フォー・ジャパン（東京都）
<https://www.code4japan.org/> (2026.1.17 参照)
12. NPO 法人地域情報化推進機構（大阪府）
<https://www.npo-riso.org/> (2026.1.17 参照)
13. NPO 法人レスキューストックヤード（愛知県名古屋市）
<https://rsy-nagoya.com/> (2026.1.17 参照)
14. NPO 法人たすけあいワーカーズふろむ（神奈川県）
<https://from1994.or.jp/> (2026.1.17 参照)
15. NPO 法人 ETIC.（東京都渋谷区）
<https://www.etic.or.jp/> (2026.1.17 参照)
16. NPO 法人まちづくり川口（埼玉県川口市）
<https://machikawa.org/> (2026.1.17 参照)
17. NPO 法人まちの電子掲示板（神奈川県横浜市）
<https://machino-board.jp/> (2026.1.17 参照)

18. NPO 法人ふれあいネットまつど（千葉県松戸市）

<https://www.fureai-net.org/>（2026.1.17 参照）

19. NPO 法人クオールデザイン（埼玉県川越市）

<https://qualdesign.jp/>（2026.1.17 参照）

<第 6 章>

1. 今門風海 有賀三夏（2025）「地域をつなぐ学びのデザイン 飛騨高山における STEAM 教育実践とその社会的意義」『～繋がるキャンパス～ 第 7 回飛騨高山学会予稿集』一般財団法人飛騨高山大学連携センター pp17-18
https://www.renkei-center.jp/pdf/society/hidakayama_society_2025_materials.pdf
（2026.1.7 参照）
2. 大城慶吾「練馬発『対話的研究会』という試みから見える民主主義の実践に必要なこと」Wedge ONLINE <https://wedge.ismedia.jp/articles/-/35489?layout=b>
（2026.1.20 参照）
3. 経済社会総合研究所（ESRI）（2025）
https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2024/sankou/pdf/kokusaihikaku_20251223.pdf（2026.1.9 参照）
4. 厚生労働省 健康日本 21 アクション支援システム web サイト「健康寿命の定義と算出方法」<https://kennet.mhlw.go.jp/information/information/hale/h-01-001>
（2026.1.9 参照）
5. 裁判所（2005）「平成 16(受)1742 自治会費等請求事件 平成 17 年 4 月 26 日 最高裁判所第三小法廷 判決 その他 東京高等裁判所 平成 16(ネ)946」
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-62595.pdf>（2026.1.21 参照）
6. 裁判所（2025）「令和 7 年 4 月 16 日判決言渡 令和 5 年（ワ）第 273 号 使用権確認請求事件 口頭弁論終結日 令和 7 年 1 月 29 日 判決」
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94258.pdf>
（2026.1.21 参照）
7. 高山市「高山市まちづくりアンケート調査一報告書一」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/854/06houokusyo.pdf（2026.1.21 参照）
8. 高山市「序章 策定にあたって」『高山市第九次総合計画』
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/021/722/tanpage-1zyosyou.pdf（2026.1.21 参照）
9. 高山市「第 2 章 重点戦略」『高山市第九次総合計画』
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/021/722/tanpage-3zyuutensenryaku.pdf（2026.1.21 参照）

10. 高山市「こども若者オンライン意見箱『言え〜る』」
<https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000019/1020212/1022739.html>
(2026.1.21 参照)
11. 高山市「高山市こども未来計画」
https://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/114/c_hild_plan_of_takayama.pdf (2026.1.21 参照)
12. 坪井聖奈 吉野沙香 (2025)
「高山市のまちづくりにおけるコミュニティ創出の未来〜福井県坂井市との比較調査から見えるもの〜」『第7回飛騨高山学会』
<https://www.renkei-center.jp/pdf/society/slidedata/20251130-03.pdf>
(2026.1.7 参照)
13. 外村奏太 堀涼 浦田真由 遠藤守 (2025)
「飛騨高山高校と連携した『高校生デジタルサロン』の継続的開催」
『〜繋がるキャンパス〜 第7回飛騨高山学会予稿集』一般財団法人飛騨高山大学連携センター pp63-64
https://www.renkei-center.jp/pdf/society/hidatakayama_society_2025_materials.pdf
(2026.1.7 参照)
14. 内閣府幸福度に関する研究会 (2011)「幸福度に関する研究会報告 一幸福度指標試案一」
https://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/pdf/koufukudosian_sono1.pdf
(2026.2.28 参照)
15. 日本 WHO 協会 「世界保健機関 (WHO) 憲章とは」
<https://japan-who.or.jp/about/who-what/chapter/> (2026.1.30 参照)
16. 野村証券「用語解説マズローの欲求階層説 Maslow's hierarchy of needs」
<https://www.nri.com/jp/knowledge/glossary/maslow.html> (2026.1.9 参照)
17. 「開かれた学校づくり」全国連絡会 (2022)
「『開かれた学校づくり』全国連絡会趣意書」
<https://drive.google.com/file/d/1bPejT-8Az22S0pAiog9z-2OdPQOTTlUo/view>
(2026.1.21 参照)
18. 福井新聞 ONLINE「ごみステーション使用料、年1万5千円で和解 町内会退会者が権利求めた訴訟、名古屋高裁金沢支部で成立」
<https://news.yahoo.co.jp/articles/baac2c6bb3c3b8efc62d419375840c31bba1d054>
(2026.1.19 参照)
19. 藤田毅「わが校の『開かれた学校づくり』 太平洋学園高等学校」
<https://drive.google.com/file/d/1GQh97iUIqKbMvNMh4g1SI81AJ-fzU8zS/view>
(2026.3.15 参照)

20. 山梨県（2024）「山梨県 健康寿命が男女ともに全国トップクラスです！！」
https://www.pref.yamanashi.jp/documents/77334/20241224_1_kenkoujyummyou.pdf
（2026.1.19 参照）
21. 和良おこし協議会 <https://waraokoshi.com/index.html>（2026.1.17 参照）
22. GLOBAL NOTE「世界の 1 人当たり名目 GDP 国別ランキング・推移（IMF）」
<https://www.globalnote.jp/post-1339.html>（2026.3.4 参照）

<学生一覧>

安藤佑弥	伊並駿	榛村空也	神門朝陽
鈴木勝登	高須梨緒	坪井聖奈	坪井陽士
富山侑香	中尾奏太	堀口柚稀	水野結仁
吉岡孝起	吉野沙香		

<教員>

鈴木 誠（愛知大学地域政策学部 教授）

<各章担当者名>

はじめに 榛村空也
第1章 坪井聖奈 中尾奏太
第2章 坪井陽士 水野結仁 吉岡孝起
第3章 榛村空也 神門朝陽
第4章 高須梨緒 富山侑香
第5章 安藤佑弥 伊並駿 鈴木勝登 堀口柚稀
第6章 吉野沙香
おわりに 鈴木勝登

2025 年度愛知大学地域政策学部鈴木誠ゼミナール共同論文

「高山市における多世代共生社会
ーウェルビーイングを高めるコミュニティづくりのカギー」

2026 年 5 月 1 日発行

編集 吉野沙香

発行 〒441-8522

愛知県豊橋市町畑町 1-1

愛知大学地域政策学部地域政策学科

鈴木誠研究室

連絡先 suzuki84@vega.aichi-u.ac.jp